

輸出国での栽培地検査の対象の地域、植物及び検疫有害動植物(規則別表1の2関係)及び輸出国への要求事項(実施要領別表関係)

〔下線部が追加又は修正箇所。二重線取り消し線が削除箇所。〕

地域	植物	検疫有害動植物	要求事項	備考
1 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、中華人民共和国(香港を除く。以下この表において同じ。)、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ラオス、アラブ首長国連邦、イエメン、イラン、オマーン、ウガンダ、 <u>エスワティニ</u> 、ケニア、ジンバブエ、 スワジランド 、セーシェル、タンザニア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国(ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。)、バミューダ諸島、アルゼンチン、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ニカラグア、西インド諸島、パナマ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ペリーズ、メキシコ、オーストラリ	アボカド、カシューナッツ、カヤ・イボレンシス、くだものとけい、げつけいじゅ、ココやし、ごれんし、ざくろ、サボジラ、しょうが、パパイヤ、ばんじろう、ブクス・センペルウィレンス、まるめろ、マンゴウ、れいし、くわ属植物、ケストルム属植物、げつきつ属植物、コーヒーノキ属植物、なし属植物、はこやなぎ属植物、バショウ属植物、ばら属植物、ばんれいし属植物、ぶどう属植物、ふよう属植物、プルメリア属植物、みかん属植物及びユーゲニア属植物の生植物(種子、果実及び地下部を除く。)であつて栽培の用に供するもの	<i>Aleurocanthus woglumi</i> (ミカンクロトゲコナジラミ)	本害虫の防除が十分に行われたほ場(栽培施設を含む。)で栽培され、当該植物が輸出される前の3か月間、毎月1回栽培地検査(葉裏に渦巻状に産み付けられた卵の有無並びにすす病で汚染された葉裏の幼虫、蛹及び成虫の有無の検査)を行って本害虫の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 1 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	国名の変更。

ア領クリスマス島、パプアニューギニア、ハワイ諸島				
2 インド、ネパール、バングラデシュ、ミャンマー、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、カタール、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、 <u>アゼルバイジャン</u> 、 <u>アルバニア</u> 、 <u>イタリア</u> 、 <u>ウズベキスタン</u> 、 <u>英国</u> （ <u>グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。</u> 以下この表において同じ。）、 <u>英領チャンネル諸島</u> 、 <u>オランダ</u> 、 <u>キプロス</u> 、 <u>ギリシャ</u> 、 <u>キルギス</u> 、 <u>クロアチア</u> 、 <u>コソボ</u> 、 <u>スイス</u> 、 <u>スペイン</u> 、 <u>スロベニア</u> 、 <u>セルビア</u> 、 <u>タジキスタン</u> 、 <u>ノルウェー</u> 、 <u>ハンガリー</u> 、 <u>フランス</u> 、 <u>ブルガリア</u> 、 <u>ボスニア・ヘルツェゴビナ</u> 、 <u>ポルトガル</u> 、 <u>マルタ</u> 、 <u>モンテネグロ</u> 、 <u>リトアニア</u> 、 <u>ルーマニア</u> 、 <u>ロシア</u> 、 <u>アルジェリア</u> 、 <u>アンゴラ</u> 、 <u>ウガンダ</u> 、 <u>エジプト</u> 、 <u>エチオピア</u> 、 <u>エリトリア</u> 、 <u>ガーナ</u> 、 <u>カナリア諸島</u> 、 <u>ケニア</u> 、 <u>ザンビア</u> 、 <u>スーダン</u> 、 <u>セネガル</u> 、 <u>タンザニア</u> 、 <u>チュニジア</u> 、 <u>ナイジェリア</u> 、 <u>ニジェール</u> 、 <u>ブルキナファソ</u> 、 <u>ベナン</u> 、 <u>ボツワナ</u> 、 <u>マヨット島</u> 、 <u>南アフリカ共和国</u> 、	いんげんまめ、きだちたばこ、しまほおずき、しろばなようしゅちようせんあさがお、たばこ、つのみちようせんあさがお、とうがらし、トマト、はこべほおずき、くこ属植物及びなす属植物の生茎葉並びにしまほおずき及びトマトの生果実	<i>Tuta absoluta</i> (トマトキバガ)	当該植物の収穫までの2か月間、本害虫についてトラップによる監視及び防除が十分に行われたほ場（栽培施設を含む。）で栽培され、定期的に栽培地検査を行って本害虫の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 2 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	新たに発生が確認された地域及び寄主植物となることが確認された植物を追加。

南スーダン、モザンビーク、モロ ッコ、リビア、レソト、アルゼンチ ン、ウルグアイ、エクアドル、コ スタリカ、コロンビア、チリ、 <u>ハイ チ</u> 、パナマ、パラグアイ、ブラジ ル、ベネズエラ、ペルー、ボリビ ア				
3 トルコ、オランダ、 <u>スウェーデ ン</u> 、ドイツ、フランス、ベルギー、 ポルトガル、南アフリカ共和国、 アメリカ合衆国、アルゼンチン、 メキシコ	エリカ・キネレア、きくごぼう、キミ キフガ・ラケモサ、てんさい、どい つあやめ、トマト、にんじん、ばれ いしよ、ポテンティラ・フルティコ サ、ヨーロッパしらかんば、ロニケ ラ・クシロステウム、かえで属植物 及びこまくさ属植物の生植物の地 下部であつて栽培の用に供し得る もの	<i>Meloidogyne chitwoodi</i> (コロンビ アネコブセンチュウ)	本線虫の発生が知られていないほ場で栽培さ れ、当該植物の生育期に栽培地検査を行うと ともに、当該植物の地下部及び培養資材につ いて試料を採取し、検定を行って本線虫がい ないことを確認し、その旨を検査証明書に追 記すること。 【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 3 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	新たに発生が確認 された地域を追 加。
4 大韓民国、パキスタン、イスラエ ル、イラク、イラン、シリア、トル コ、ヨルダン、アイルランド、ア ゼルバイジャン、アルバニア、 アルメニア、イタリア、ウクライ ナ、ウズベキスタン、英国、エス トニア、オーストリア、オランダ、 カザフスタン、 <u>北マケドニア共和 国</u> 、ギリシャ、キルギス、クロア チア、コソボ、ジョージア、スイ	しよくようだいおう、トマト、ほうれ んそう、あぶらな属植物及びふだ んそう属植物の生植物の地下部で あつて栽培の用に供し得るもの	<i>Heterodera schachtii</i> (テンサイ シストセンチュウ)	本線虫の発生が知られていないほ場で栽培さ れ、当該植物の生育期に栽培地検査を行うと ともに、当該植物の地下部及び培養資材につ いて試料を採取し、検定を行って本線虫がい ないことを確認し、その旨を検査証明書に追 記すること。 【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 4 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection</i>	国名の変更。

ス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、 マケドニア 旧ユーゴスラビア共和国 、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、エジプト、カーボベルデ、 カボヴェルデ 、カナリア諸島、ガンビア、セネガル、南アフリカ共和国、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、ペルー、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、ハワイ諸島			Act (MAF Ordinance No73/1950)	
5 オランダ、スイス、フランス、ベルギー、オーストラリア、ニュージーランド	アスパラガス、いろはもみじ、おらんだいちご、きくごぼう、きんぐさり、てんさい、トマト、にんじん、ばれいしょ、ゆきげゆり、ようしゆとりかぶと、ヨーロッパしらかんば、ロニケラ・クシロステウム及びこまぐさ属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	<i>Meloidogyne fallax</i> (ニセコロンビアネコブセンチュウ)	本線虫の発生が知られていないほ場で栽培され、当該植物の生育期に栽培地検査を行うとともに、当該植物の地下部及び培養資材について試料を採取し、検定を行って本線虫がいないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 【検査証明書追記例】 <i>Fulfills item 5 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection</i>	

			Act (MAF Ordinance No73/1950)	
6 インド、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オランダ、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、フィンランド、ベラルーシ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア、アメリカ合衆国、アルゼンチン、エクアドル、チリ、ペルー、ボリビア、メキシコ	オープンティア・トルティスピナ、オープンティア・フラギリス、きゆうり、すべりひゆ、とうがらし、トマト、ばらもんじん、ばれいしよ、ペポかぼちや、マミラリア・ビビパラ及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	<i>Nacobbus aberrans</i> (ニセネコブセンチュウ)	本線虫の発生が知られていないほ場で栽培され、当該植物の生育期に栽培地検査を行うとともに、当該植物の地下部及び培養資材について試料を採取し、検定を行って本線虫がいないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 6 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
7 インド、インドネシア、シンガポール、スリランカ、タイ、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、香港、マレーシア、オマーン、英国、オランダ、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー、ポーランド、ウガンダ、エジプト、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、スーダン、セネガル、ソマリア、タンザニア、ナイジェリア、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和	アボカド、うこん、 <u>エピプレムヌム・アウレウム</u> 、おくら、キルトスペルマ・シャミツソーニス、クプレッスス・マクロカルパ、ケロシア・ニティダ、ココやし、さといも、さとうきび、しょうが、しょくようかん、だいいしよ、ちや、とうもろこし、トマト、なす、ばれいしよ、ばんれいし、びんろうじゆ、めきしこいとすぎ、らつかせい(さやのない種子を除く。)、アヌビアス属植物、アンスリウム属植物、カラテア属植物、くずうこん属植物、コーヒーノキ属植物、こしょう属植物、バショウ属植物、フィロデンドロン属植物、 <u>ブセ</u>	<i>Radopholus similis</i> (バナナネモグリセンチュウ)	本線虫の発生が知られていないほ場で栽培され、当該植物の生育期に栽培地検査を行うとともに、当該植物の地下部及び培養資材について試料を採取し、検定を行って本線虫がいないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 7 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	新たに発生が確認された地域及び寄主植物となることが確認された植物を追加。

国、南スーダン、モザンビーク、レユニオン、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グアドループ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ共和国、ドミニカ、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、プエルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、マルチニーク島、メキシコ、<u>アメリカ領サモア</u>、オーストラリア、サモア、トンガ、<u>ニウエ</u>、<u>ニュー・カレドニア</u>、<u>ノーフォーク島</u>、パプアニューギニア、ハワイ諸島、フィジー	<u>ファランドラ属植物</u>及び<u>ふだんそう属植物</u>の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの			
8 インド、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ベトナム、スイス、<u>ポルトガル</u>、ケニア、コートジボワール、セネガル、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、マラウイ、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、グアテマラ、コスタリカ、西インド諸島、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ	アセロラ、アラビアコーヒー、アンゲロニア・アングスティフォリア、エンテロロビウム・コントルティシリクウム、オエケクラデス・マクラタ、カリステモン・ウィミナリス、キャッサバ、きゅうり、くずうこん、くちなし、クレロデンドルム・ウガンデンセ、くろみぐわ、くわくさ、けぶかわた、<u>ケレウス・ヒルドマンニアヌス</u>、こせんだんぐさ、さつまいも、<u>しまほおずき</u>、しょうが、しょうじょうそう、じょおうやし、シロギニアヤ	<i>Meloidogyne enterolobii</i>	本線虫の発生が知られていないほ場で栽培され、当該植物の生育期に栽培地検査を行うとともに、当該植物の地下部及び培養資材について試料を採取し、検定を行って本線虫がいないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 【検疫証明書追記例】 Fulfills item 8 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)	新たに発生が確認された地域及び寄主植物となることが確認された植物を追加。

	ム、しろこやまもも、すいか、ステノケレウス・クエタロエンシス、せいようきらんそう、ソランドラ・マクシマ、たばこ、たまさんご、だんどぼろぎく、ティボウキナ・エレガンス、てりみのいぬほおずき、とうがらし、とうぐわ、トマト、なす、なつめ、なんごくいぬほおずき、にしきじそ、にんじん、パウロウニア・エロンガタ、バオバブ、はなまき、ばらみつ、ばんじろう、ひめのうぜんかずら、ビルソニマ・キドニーフォリア、ペポかぼちや、みばしろう、モルス・セルティディフォリア、ユーフォルビア・プニケア、ヒロセレウス属植物及びランプランツス属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの			
9 インド、パキスタン、イスラエル、イラク、イラン、トルコ、レバノン、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、オーストリア、北マケドニア共和国、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、タジキスタン、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ブルガリア、	おふくかずら、おらんだいちご、オリーブ、せいよういとすぎ、せんにちこう、つた、とうぐわ、トマト、ひめいらくさ、ペチュニア、まるばたばこ、あかざ属植物、いちじく属植物、さくら属植物、とねりばはぜのき属植物、なす属植物、ばら属植物、ぶどう属植物、まつ属植物及びみかん属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	<i>Xiphinema index</i> (ブドウオオハリセンチュウ)	本線虫の発生が知られていないほ場で栽培され、当該植物の生育期に栽培地検査を行うとともに、当該植物の地下部及び培養資材について試料を採取し、検定を行って本線虫がいないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 9 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	国名の変更。

ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、 マケドニア 旧ユーゴスラビア共和国 、マルタ、モルドバ、モンテネグロ、ルーマニア、アルジェリア、カナリア諸島、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、アルゼンチン、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア				
10 インド、台湾、中華人民共和国、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オランダ、カザフスタン、キルギス、ジョージア、スロバキア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、ブラジル、オーストラリア、ニュージーランド、ハワイ諸島	えんどうの種子であつて栽培の用に供するもの	<i>Fusarium oxysporum</i> f. sp. <i>pisi</i> (エンドウ萎ちよう病菌)	採種用の母本について、本菌の発生が知られていないほ場で栽培され、生育後期に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 【検査証明書追記例】 <i>Fulfills item 10 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
11 アイルランド、英国、チリ、ニュージーランド	あめりかいわなんてん、ウアッキニウム・ミルティルス、せいようきづた、せいようとのき、せいよう	<i>Phytophthora kernoviae</i>	本菌の発生が知られていないほ場で栽培され、当該植物の生育期に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検	

	ばくちのき、せいようひいらぎ、せこいあおすぎ、チェリモヤ、ポドカルプス・サリグヌス、ヨーロッパぐり、ロマティア・ミリコイデス、あせび属植物、おがたまのき属植物、ゲウイナ属植物、こなら属植物、つつじ属植物、ドリミス属植物、ぶな属植物、もくれん属植物及びゆりのき属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの		査証明書に追記すること。 【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 11 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
12 アイルランド、イタリア、英国、英領チャネル諸島、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、リトアニア、ルクセンブルク、アメリカ合衆国、カナダ	とさみずき、ノトリカルプス・デンシフロルス、ヒドランゲア・シーマニアイ、アジアンタム属植物、あせび属植物、あめりかいかりそう属植物、アルクトスタフィロス属植物、アルブツス属植物、いすのき属植物、いちい属植物、いわなんてん属植物、うめがさそう属植物、うるし属植物、ウンベルラリア属植物、エリカ属植物、おがたまのき属植物、おしだ属植物、オリーブ属植物、かえで属植物、かなめもち属植物、かばのき属植物、がまずみ属植物、かや属植物、からまつ属植物、ガリア属植物、カルナ属植物、カルミア属植物、がんこうらん属植物、きいちご属植物、キスツス属植物、きづた属植物、き	<i>Phytophthora ramorum</i>	本菌の発生が知られていないほ場で栽培され、当該植物の生育期に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 12 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	

	ようちくとう属植物、くすのき属植物、くましで属植物、くり属植物、グリセリーニア属植物、クレマティス属植物、くろうめもどき属植物、くろばなろうばい属植物、ケアノツス属植物、ゲウイナ属植物、げつけいじゆ属植物、ケラトニア属植物、こなら属植物、さくら属植物、しい属植物、しおで属植物、しなのき属植物、しやりんとう属植物、ショワジア属植物、しらたまのき属植物、シンフォリカルポス属植物、すいかずら属植物、すぐり属植物、すのき(こけもも)属植物、セコイア属植物、ゼノビア属植物、つが属植物、つつじ属植物、つばき属植物、つばめおもと属植物、つまとりそう属植物、ていかかずら属植物、とうひ属植物、とがさわら属植物、ときわさんざし属植物、ときわまんさく属植物、とちのき属植物、とねりこ属植物、とねりばはぜのき属植物、とべら属植物、ドリミス属植物、なんきよくぶな属植物、にしきぎ属植物、にれ属植物、にわとこ属植物、はこやなぎ属植物、はしどい属植物、はしばみ属植物、はなずおう属植物、ばら属植物、パラクメリア属植物、パロットィア属植物、はんのき属植物、ば			
--	--	--	--	--

	んれいし属植物、ひいらぎなんてん属植物、ひのき属植物、ひめしやくなげ属植物、ひめつばき属植物、フィソカルプス属植物、フクシア属植物、ぶな属植物、ヘテロメレス属植物、まいづるそう属植物、まつ属植物、まてばしい属植物、まんさく属植物、みずき属植物、めぎ属植物、もくせい属植物、もくれん属植物、もくれんもどき属植物、もちのき属植物、もみ属植物、やなぎ属植物、やぶこうじ属植物、やぶにんじん属植物、ユーカリノキ属植物、ゆずりは属植物、ゆりのき属植物、りんご属植物及びびりんねそう属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの			
13 アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ	さくら属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの	<i>Apiosporina morbosa</i>	当該植物の生育期中に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 【検査証明書追記例】 <i>Fulfills item 13 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
14 アメリカ合衆国	くり属植物及びびこなら属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であ	<i>Ceratocystis fagacearum</i> (ナラ類しおれ病菌)	媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場(栽培施設を含む。)で栽培され、当該植物の生育期	

	つて栽培の用に供するもの		中に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 【検査証明書追記例】 <i>Fulfills item 14 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
15 イエメン、イスラエル、イラク、シリア、トルコ、レバノン、アルバニア、アルメニア、イタリア、キプロス、ギリシャ、ジョージア、フランス、ロシア、アルジェリア、エジプト、チュニジア、リビア	シトロフォーチュネラ・ミクロカルパ、エレモシトラス属植物、からたち属植物、きんかん属植物、セベリニア属植物及びみかん属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの	<i>Deuterophoma tracheiphila</i>	当該植物の生育期中に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 【検査証明書追記例】 <i>Fulfills item 15 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
16 インド、パキスタン、イスラエル、トルコ、レバノン、アイルランド、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、キプロス、ギリシャ、スイス、スペイン、スロバキア、セルビア、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ポルトガル、モルドバ、ルーマニア、アルジェリア、南アフリカ共和国、リビア、アメリカ合衆国、カナダ、ブラジル、	アエスクルス・カリフォルニカ、あかつゆ、アルクトスタフィロス・スタンフォーディアナ、いちじく、うんなんおうばい、オリーブ、かき、キッスス・ヒボグラウカ、くさぼけ、グメリナ・ライヒハルディ、こしょうぼく、こばのしなのき、こぶかえで、サリックス・カプレア、 <u>サリックス・マクロナタ</u> 、サリックス・ラシオレピス、しまとべら、ショワジア・テルナタ、シンフォリカルポス・オルビクラ	<i>Eutypa lata</i>	当該植物の生育期中に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 【検査証明書追記例】 <i>Fulfills item 16 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	新たに宿主植物となることが確認された植物を追加。

ベネズエラ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド	ツス、せいようきづた、せいようきようちくとう、せいようしで、せいようとねりこ、せいようになとこ、せいはこやなぎ、せいはしばみ、せいはるにれ、ソルブス・アリア、テレピンノキ、なし、なつぼだいじゆ、ピスタキア・レンティスクス、ピスタシオノキ、ひろはかえで、びわ、ふさあかしあ、ペルしやぐるみ、ベルベリス・ダーウィニー、まるめろ、むらさきはしどい、もみじばすずかけのき、ようしゆいぼた、ヨーロッパななかまど、ヨーロッパぶな、ランタナ、レモン、ロニケラ・アルピゲナ、ロニケラ・クシロステウム、がまずみ属植物、ぎよりゆう属植物、くろうめもどき属植物、ケアノツス属植物、こなら属植物、さくら属植物、さんざし属植物、しやりんとう属植物、すぐり属植物、ばら属植物、ヒトツバエニシダ属植物、ぶどう属植物、みずき属植物及びりんご属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの			
17 <u>インド</u> 、インドネシア、台湾、中華人民共和国、フィリピン、ブータン、香港、ロシア、ウガンダ、 <u>エスワティニ</u> 、ガーナ、ケニア、	からたち、シトロフォーチュネラ・ミクロカルパ、きんかん属植物及びみかん属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用	<i>Guignardia citricarpa</i>	当該植物の生育期中に栽培地検査を行って本菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。	新たに発生が確認された地域を追加及び国名の変更。

ザンビア、ジンバブエ、 スワジランド 、 ナミビア 、ナミビア、南 アフリカ共和国、モザンビーク、 アメリカ合衆国、アルゼンチン、 <u>ウルグアイ</u> 、キューバ、ブラジ ル、オーストラリア、ニュージ ーランド、バヌアツ	に供するもの		【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 17 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
18 インド、インドネシア、スリラン カ、パキスタン、エジプト、カメル ーン、スーダン、モロッコ、アメリ カ合衆国、ガイアナ、キューバ、 ジャマイカ、トリニダード・トバ ゴ、プエルトリコ、ベネズエラ、 ペルー、メキシコ、ハワイ諸島	あかつゆ、アボカド、しろこやまも も、いちじく属植物、カリッサ属植 物、きょうちくとう属植物、なし属植 物、にれ属植物、まきばぶらしの き属植物、みかん属植物、もちの き属植物、ユーカリノキ属植物及 びりんご属植物の生植物(種子及 び果実を除く。)であつて栽培の用 に供するもの	<i>Sphaeropsis tumefaciens</i> (カン キツ類てんぐ巣病菌)	当該植物の生育期中に栽培地検査を行って本 菌の発生がないことを確認し、その旨を検査 証明書に追記すること。 【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 18 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
19 イラン、トルコ、アゼルバイジャ ン、アルメニア、ウクライナ、ウ ズベキスタン、エストニア、カザ フスタン、 <u>北マケドニア共和国</u> 、 ギリシャ、キルギス、クロアチ ア、コソボ、ジョージア、スペイ ン、スロベニア、セルビア、タジ キスタン、ドイツ、トルクメニスタ ン、ハンガリー、ブルガリア、ベ ラルーシ、ベルギー、ボスニア・ ヘルツェゴビナ、 マケドニア ユーゴスラビア共和国 、モルド	いんげんまめ、ささげ及びだいず の種子であつて栽培の用に供す るもの	<i>Curtobacterium flaccumfaciens</i> pv. <i>flaccumfaciens</i> (インゲンマ メ萎ちよう細菌病菌)	採種用の親植物について、生育後期に栽培地 検査を行って本細菌の発生がないことを確認 し、その旨を検査証明書に追記すること。 【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 19 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	新たに発生が確認 された地域を追加 及び国名の変更。

バ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、<u>ザンビア</u>、チュニジア、モーリシャス、アメリカ合衆国、カナダ、コロンビア、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ、オーストラリア				
20 中華人民共和国、ベトナム、マレーシア、イタリア、ウクライナ、ポーランド、ルーマニア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、ガイアナ、コスタリカ、プエルトリコ、ペルー、ボリビア、メキシコ	テオシント及びとうもろこしの種子であつて栽培の用に供するもの	<i>Pantoea stewartii</i> subsp. <i>stewartii</i> (トウモロコシ萎ちよう細菌病菌)	採種用の親植物について、媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 【検査証明書追記例】 Fulfills item 20 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)	新たに発生が確認された地域を追加。
21 アメリカ合衆国、カナダ	とうもろこしの種子であつて栽培の用に供するもの	<i>Clavibacter michiganensis</i> subsp. <i>nebraskensis</i> (トウモロコシ葉枯細菌病菌)	採種用の母本について、生育最盛期に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 【検査証明書追記例】 Fulfills item 21 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)	
22 中華人民共和国、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、イタリア、英国、オーストリア、ス	そらまめ及びひらまめの種子であつて栽培の用に供するもの	<i>Broad bean stain virus</i> (ソラマメステインウイルス)	採種用の母本について、媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って、本ウイルスの発生がな	

ロバキア、ドイツ、ハンガリー、ポーランド、エジプト、エチオピア、スーダン、チュニジア、南スーダン、モロッコ、リビア			いことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 22 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
23 中華人民共和国、シリア、レバノン、イタリア、英国、オーストリア、ドイツ、ハンガリー、ポーランド、エジプト、エチオピア、スーダン、チュニジア、南スーダン、モロッコ	そらまめの種子であつて栽培の用に供するもの	<i>Broad bean true mosaic virus</i>(ソラマメトルーモザイクウイルス)	採種用の母本について、媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って、本ウイルスの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 23 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
24 インド、中華人民共和国、パキスタン、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、アルバニア、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フラ	せいようまゆみ、ながばくこ、ようしゆいぼた及びさくら属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの	<i>Plum pox virus</i>(ウメ輪紋ウイルス)	媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、当該植物の生育初期に栽培地検査を行って本ウイルスの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 【検疫証明書追記例】 <i>Fulfills item 24 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	

ンス、ブルガリア、ベラルーシ、 ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴ ビナ、ポーランド、ポルトガル、 モルドバ、モンテネグロ、ラトビ ア、リトアニア、ルクセンブルク 、ルーマニア、ロシア、エジプト 、チュニジア、アメリカ合衆国、 カナダ、アルゼンチン、チリ				
--	--	--	--	--